

## コーポレートガバナンス基本方針

### 第1章 総則

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を実現するため、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことにより経営の活力を増大させることを目的として、以下の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンス体制の整備及び充実に継続的に取り組む。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 取締役会により、業務執行に対する実効性の高い監督を行う。
- (5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

### 第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、すべての株主が株主総会において、適切に議決権を行使することができるよう環境整備に努める。

- 2 当社は、株主が適切な議決権行使を行うために必要な情報の速やかな開示に努めるとともに、総会議案の十分な検討時間を確保できるように、当社ホームページを通じて、株主総会招集通知を開示する。
- 3 当社は、すべての株主のその持分に応じた平等性を保ち、株主間での情報格差が生じないよう適時適切な情報開示に努める。

(政策保有株式)

第3条 当社の政策保有株式については、取締役会で中長期的な経済合理性及び将来の見通しを検証し、当社の持続的な発展に必要性がある事が認められると評価した場合には、政策保有株式を保有する。

政策保有株式の議決権行使については、当社の中長期的な企業価値向上、及び株式保有先企業の企業価値向上の観点から総合的に判断する。

(買収防衛策)

第4条 当社は、公開買付けする者が現れた場合には、公開買付け者に対し企業価値向上のための施策の説明を求めるとともに、当社の意見を公表し、株主が適切な判断をすることができるようにする。

(関連当事者間の取引)

第5条 当社は、関連当事者間の取引にあたり、会社や株主共同の利益を害することの無いよう、社内規程に基づく承認手続きを行う。

## コーポレートガバナンス基本方針

### 第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(行動規範及び利益相反)

- 第6条 当社は基本理念を「当社は人と自然の調和を図り、うるおいのある環境づくりで社会に貢献する。」「当社の社員は誠実をモットーに、社会に役立つ積極的な行動をおこなう。」と定め、社会資本整備や地域社会の発展に貢献し、社会環境の変化に応えるべく技術の研鑽と高品質の成果品を提供すること、従業員には働き甲斐のある会社であり続けることを当社グループ一丸となって目指して、適正な事業活動の遂行に努める。
- 2 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題（潜在的なものを含む。）が生じた場合には、取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。

(ステークホルダーとの適正な協働)

- 第7条 取締役会は、当社の中長期的な企業価値向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、取引先、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。
- 2 当社は、性別での取扱いの区分は行わず、その考えに基づき採用・育成・配置・活用を行ない、すべての従業員が活躍する積極的な活用・登用を進める。
- 3 当社は、従業員を含む様々なステークホルダーが、当社における違法又は非倫理的な慣行についての懸念を取締役会（又は監査役会）に伝えることができ、これによって当社から不利益な取扱いを受けることがない旨を関係する社内規程に定める。
- 従業員には、社内通報窓口を用意し、コンプライアンス・リスク管理規程に定める。  
社外からは、電話・電子メール・訪問等あらゆる窓口を開いて、直接の通報を受ける。

### 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示と透明性)

- 第8条 当社は、会社法その他の適用する法令等に基づき適時開示を行うとともに、経営に関する情報等についても、必要に応じて適切な開示を行う。

(会計監査人)

- 第9条 監査役会は、会計監査人の選定・評価を行ない、会計監査人の独立性や専門性を確認し、会計監査人の適正な監査を確保する。
- 2 取締役会及び監査役会は、会計監査人の適正な監査のため、次の対応を行う。
- (1) 適正で高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保する。
- (2) 会計監査人が業務執行取締役等から情報を得る機会を、必要に応じて確保する。
- (3) 会計監査人と監査役、内部監査部門や社外取締役との十分な連携ができる体制整備の構築に努める。
- (4) 会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点等を指摘した場合、監査役は調査し、取締役会へ報告し是正を求める。

### 第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割・責務)

- 第10条 取締役会は、株主からの委託を受け、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るべく、法令・定款・取締役会規程等の定めに従い、最善の意志決定を行うとともに業務

## コーポレートガバナンス基本方針

執行状況の監督を行う。

- 2 取締役会は、取締役会で決定した経営方針・戦略に基づく業務執行に係る意志決定を、業務執行取締役と執行役員に委任する。
- 3 取締役会は、企業理念、経営計画等を策定し、当社の方向性を示すとともに、その実現に向け最善の努力を払う。
- 4 取締役会と業務執行取締役は、経営計画等の達成状況を分析・評価し、達成状況については主要な経営指標を開示するとともに、その分析を次期以降の経営計画等に反映させる。
- 5 取締役会は、業務執行取締役及び執行役員による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うとともに、迅速・果敢な意思決定の支援に努める。
- 6 業務執行取締役・執行役員の報酬について、取締役会は、持続的な成長に向けたインセンティブとして機能する報酬体系の整備に努める。

### (監査役及び監査役会の役割・責務)

- 第11条 監査役及び監査役会は、独立した客観的な立場で適切な判断を行うとともに、能動的かつ積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは業務執行状況に対して、適切に意見を述べる。
- 2 社外監査役は、独自に入手した情報や常勤監査役から提供された情報を踏まえ、中立的な立場から客観的な監査意見を表明することで、監査の実効性を高める。
  - 3 常勤監査役は、監査の環境の整備および社内の情報を積極的に収集し、その情報を他の監査役と共有する。
  - 4 監査役及び監査役会は、社外取締役の情報収集が図れるよう、社外取締役との連携確保に努める。

### (社外取締役)

- 第12条 当社は、法令等により定められた独立社外取締役を選任する。
- 2 独立社外取締役の主な役割・責務は次のとおりとする。
    - (1) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき持続的な成長を促し中長期的な企業価値向上を図る観点から助言を行うこと
    - (2) 業務執行取締役及び執行役員の評価・選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
    - (3) 会社と業務執行取締役等との間の利益相反取引を監督すること
    - (4) 独立した客観的立場としての意見を取締役会に適切に反映させること
  - 3 社外取締役及び社外監査役の独立性基準については、会社法の定めに従い、東京証券取引所規則を準用する。

### (取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

- 第13条 取締役及び監査役は、知識、能力及び豊富な経験を有している者でなければならない。また、監査役には、財務・会計に関する知識を有している者を1名以上選任する。
- 2 当社は、取締役会及び監査役会の構成の多様性を考慮して、取締役候補者及び監査役候補者を決定する。

## コーポレートガバナンス基本方針

- 3 取締役会は、当社の規模・事業展開に応じた適切な員数で構成する。
- 4 取締役会及び監査役会は、取締役会が適切に機能しているかの評価を行う。

(取締役・監査役の他社兼任)

第14条 社外取締役及び社外監査役は、その役割・責務を適切に果たすため、他の上場会社の取締役または監査役を兼任する場合、その数は合理的な範囲に留める。

(取締役会における審議の活性化)

第15条 取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意思交換を尊ぶ気風の醸成に努める。

(取締役・監査役の情報入手と支援体制)

- 第16条 取締役及び監査役は、その職責を実効的に果たすため、当社に対して、必要に応じて情報の追加提供などの対応を求めることともに、当社は必要十分な支援体制を整備する。
- 2 取締役及び監査役は、その職責を実効的に果たすため、必要に応じて会社の費用において外部専門家の助言を求めることができる。
  - 3 取締役及び監査役は、内部監査の結果について内部監査部門より定期的、もしくは必要に応じて適時に報告提供を得ることができる。

(取締役・監査役のトレーニング)

第17条 当社は、取締役及び監査役に対し、その役割・責務を適切に果たすために必要な知識の習得に係るトレーニング機会の提供・斡旋および費用の支援を行う。

## 第6章 株主との対話

(株主との対話)

- 第18条 当社は、株主・投資家に対して、法令に従った適時開示と経営に関する情報を適切に開示するとともに、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主・投資家との建設的な対話を行うよう努め、意見が取締役会に確実に共有されるようにする。
- 2 株主・投資家との対話において、管理本部長は、社内規程の定めに従い、インサイダー情報を適切に管理する。
  - 3 取締役は、株主構成について、定期的に報告を受け、株主構造の把握を行なう。
  - 4 当社は、経営計画の策定・公表にあたって、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、達成状況に関して収益力や資本効率等の主要な経営指標の開示に努める。

附 則

本方針は、平成28年6月1日より施行する。